

セルゲイ・ラフマニノフ 体感7・8日間



▲イワノフカ村のラフマニノフの家博物館。

▼南ロシア大草原



▲ライラックの花畑



▲広大なライ麦畑

■ 出発日と旅行代金

□2023年5月8日(月)～10月30日(月) 毎日発・・・約¥488,000

■最少催行人員:2名様(但し、1名様でも約¥98,000追加で可)

■添乗員:同行しません。モスクワは日本語ガイド付き。

手配旅行契約で承ります。

(株)ロシア旅行社 担当:豊田

Tel: 03-5341-4571 toyoda@russia.co.jp

※変更・追加のご相談承ります。お見積りします。

目次	日程案(赤,水色は料金に含みます)		朝/昼/夕		
①	羽田発 22:50	TKターキッシュ・エアラインズ定期便	(機内泊)	X	X 機
②	イスタンブール着 06:25 モスクワ(VKO)着 12:15	イスタンブール発 09:20 TK413便 着後、日本語ガイドと専用車(18:00まで)でホテルへ (午後)ラフマニノフの像と家族と共に住んでいた家。ボリショイ劇場と街の散策。 ■夕食はカフェへご案内。	(H.ピョートル1世)	機	X X
③	 ▲ モスクワ音楽院 モスクの発22:00	09:00～出発まで 日本語ガイド付き(車無し) (午前)モスクワ音楽院内の博物館、グリーンカ音楽博物館 (午後)世界遺産クレムリン観光。コンサート鑑賞。	(車中泊)	H	X X
④	 ▲ ピアノの部屋	タンポフ着 07:30 着後、専用車でホテルへ。(ガイド無し)そして約2時間イワノフカ村のラフマニノフの家博物館へ(約2時間、英語係員の案内でピアノの部屋等見学)。イワノフカ村南ロシアを体感(ライ麦畑等々)	(H.ベルグレヴァ泊)	X	X X
⑤	タンポフ発14:20 モスクワ着 16:00	(午前)音楽学校等タンポフ市を散策等フリー。11:00専用車で空港へ SU定期便 着後、専用車でホテルへ	(H.ピョートル1世)	H	X X
⑥	ホテル発07:00 モスクの発21:05	専用車(ガイド無し)で約1時間半、クリンのチャイコフスキーの家博物館 (ピアノの部屋等)約2時間、そして専用車で約1時間で空港へ。 TK便	(機内泊)	H	X 機
⑦	イスタンブール着01:10 イスタンブール発02:50 羽田着19:45	TK便 着後、解散			



▲博物館入口(1890年～1917年住み活動していた家)



▲ラフマニノフの家博物館



▲南ロシアの畑風景



▲南の森の畑風景



▲タンボフ市は人口約30万人、モスクワから南東480kmでタンボフの州都。ロシア最古のドラマ劇場、ラフマニノフの像、ラフマニノフ通り、音楽学校、美術館と2つの大学があります。



▲ホテル・ベルグレヴァ。4ツ星クラス、駅から2.1km市の中心地近く。バスタブ付。



▲タンボフ市の夕暮れ。



▲モスクワのプーシキン広場近くのラフマニノフの像。

手配旅行条件と免責事項（要旨）

（適用範囲）

第一条 当社が旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところによります。この約款は定めのない事項については、法令又は一般の確立された慣習によります。

（用語の定義）

第二条 この約款で「手配旅行契約」とは当社が旅行者の委託により旅行者のために代理、媒体又は取次をすること等による旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス「以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。

●この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送、宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金（変更手数料金及び取消手数料金を除きます。）をいいます。

（手配債務の終了）

第三条 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をした時は、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不相当等の事由により運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を

果たした時は、旅行者は当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）を支払わなければなりません。

（契約の申込み）

第四条 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに当社に提出しなければなりません。

●第一項の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。

（契約の成立時期）

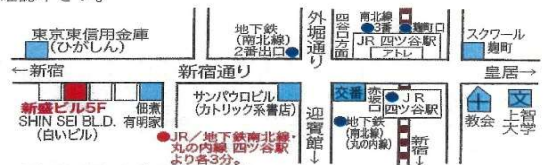
第五条 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第四条第一項の申込金を受理したときに成立するものとします。

（旅行代金）

第六条 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払わなければなりません。

●旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与しえない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害の賠償する責任を負うものではありません。

■尚、詳しい旅行条件を説明した書面をお送りしますので事前にご確認下さい。



※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約にご不明な点があれば、ご連絡なく当管理者にお尋ね下さい。

丁寧に創業55年

手配旅行
契約



〒160-0004 東京都新宿区四谷1丁目9番3号 新盛ビル
TEL 03(5341)4571(代) FAX 03(5341)4572

観光庁長官登録旅行業第98号 日本旅行業協会(JATA)正会員 総合旅行業務取扱管理者 福井 学